

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		日影による建築物の高さの特例許可
根拠条例・規則等名		建築基準法(昭和25年法律第201号)
条 項		第56条の2第1項ただし書
所 管 部 課		建設局 建築部 建築行政課(048-829-1533)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	さいたま市建築基準法第56条の2第1項ただし書に基づく許可取扱基準 (平成19年10月1日より運用、令和3年4月1日一部改正) 建築基準法第56条の2第1項ただし書許可に係る包括同意基準 (平成15年4月1日運用、令和元年10月1日最終改正)
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 令和3年4月1日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	60日
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		